

守口市コミュニティ施設整備計画

平成 29 年 2 月

守口市

1 本市におけるコミュニティ施設の状況

本市では、「もりぐち改革ビジョン（案）」（平成 23 年 12 月）において、主な公共施設の整備方針についての方向性を決めました。その中で、当時の公民館（10 館 1 分室）について、「市内数カ所に集約し、社会教育施設から地域コミュニティの拠点機能を持ち、多様な機能を併せ持つ複合施設に転換」することとしたところです。

また、「社会教育関係施設更新の基本方針」（平成 25 年 3 月 守口市教育委員会）においても、公民館の将来像について、「コミュニティの拠点として、子育てや健康づくりなどの活動を支援する新たな総合型施設の設置を関係部局とともに取組み、その施設の整備に併せて現行の公民館を廃止」としています。これらの方針等に基づき、平成 28 年 4 月 1 日付けで守口市立公民館を廃止し、「守口市地区コミュニティセンター」を設置（10 館 1 分室）したところです。

一方で、「第五次守口市総合基本計画」（平成 23 年 3 月）において「コミュニティ活動の推進」が掲げられたことを受けて、その展開を図るために取りまとめた、「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」（平成 26 年 3 月）において、本市の将来都市像を見据えたまちづくりの実現に向け、地域コミュニティの活性化を図り、特に近隣レベルの地域コミュニティが抱えるさまざまな課題の解決に関して相談や支援などを行う「広域レベル」の施設を整備することとし、その整備に係る基本方針を示しています。

同計画の中では、本市の将来像“育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口”の実現に向け、「① さまざまな市民・市民グループが気軽に憩い、出会い、交流し、自然にネットワークが生まれる拠点 ② 市民同士、市民と行政、市民と企業との協働を進め、身近な取り組みから地域社会を創造（再生）する拠点」が必要であるとして、市内を東部・中部・南部の 3 エリアにわけ、各エリアに 1 館「地域コミュニティ拠点施設」を整備することとしています。同計画を受けて、現在、拠点施設の整備を進めているところです。

2 コミュニティ施設の課題と対応

本市では、小学校区を地域コミュニティの基本的な範囲と設定したうえで、市民協働をはじめ、福祉や青少年の健全育成、スポーツ、防犯、防災などの施策の展開やコミュニティ協議会をはじめとする各種関係団体に対する支援を行っています。それら各地域における活動の場として、それぞれの地域の小学校とともに、市内の11の地区コミュニティセンターが有効に活用されています。

地区コミュニティセンターの概要は別表のとおりですが、いずれも建設から年数が経過しており、施設、設備ともに老朽化が著しく、バリアフリーについても課題が残る状態です。とりわけ、新耐震基準に対応できていない施設もあり、将来にわたり市民の皆様に安全・安心に利用していただく「場」とするためには、市域全域におけるコミュニティ施設の全体像を示したうえで、今後も利用可能な施設の適切な改修や維持管理と集約化等が求められます。

このため「(改訂版) もりぐち改革ビジョン(案)」(平成28年12月～平成29年2月にパブリックコメントを実施)における公共施設の見直し方針では、コミュニティセンターの集約化・複合化が示されていたところであり、地域コミュニティの拠点として多様な機能を併せ持つ総合型施設として位置付けられたコミュニティセンターを将来にわたり持続可能なものとするため、統廃合を含む効率的な施設のあり方を示し、市民の皆様の理解を得つつ、計画的に整備や改修及びより一層の効率的な運営等を行うことが急がれています。

(別表) 守口市地区コミュニティセンター概要

エリア	施設名	設置年 (竣工年)	耐震化	敷地面積	延床面積	主な施設・設備等
東部エリア	東部コミュニティセンター (体育室)	S49 (S49)	耐震未	1,726 m ²	1,271 m ²	老人憩い室、講義室、和室、料理 実習室、会議室、創作室、図書室
		S49		コミュニティセンター に含む	574 m ²	
	庭窪コミュニティセンター (体育室)	S42 (S42)	耐震未	832 m ²	979 m ²	料理実習室、会議室、図書室、和 室、ホール、憩いの部屋 (体育室は、にわくぼ幼稚園2階 に設置)
		S55		—	528 m ²	
	庭窪コミュニティセンター 分室	S58 (S50)	耐震未	1,522 m ²	636 m ²	和室、会議室、図書室、多目的ホ ール (きた幼稚園を転用)
東コミュニティセンター (体育室)	S58 (S44)	耐震未	1,561 m ²	742 m ²	和室、図書室、会議室(2)、講義 室 (ひがし幼稚園を転用)	
	S62	新耐震 基準	コミュニティセンター に含む	530 m ²		
中部エリア	中央コミュニティセンター (体育室)	S46 (S46)	耐震未	579 m ²	1,995 m ²	図書室、集会室(2)、和室(2)、会 議室(3)、多目的室、ホール
		H8	新耐震 基準	1,165 m ²	692 m ²	
	北部コミュニティセンター (体育室)	S60 (S60)	新耐震 基準	2,000 m ²	1,001 m ²	老人憩い室、図書室、講義室、会 議室、和室、創作室、料理実習室
		S60		コミュニティセンター に含む	588 m ²	
	八雲東コミュニティセンター (体育室)	S57 (S57)	新耐震 基準	1,470 m ²	478 m ²	図書室、和室、会議室、料理実習 室
S57		コミュニティセンター に含む		520 m ²		
南部エリア	三郷コミュニティセンター (体育室)	S43 (S43)	耐震未	672 m ²	926 m ²	実習室、和室(2)、会議室、図書 室、ホール、工作室 (体育室は、とうこう幼稚園2階 に設置)
		S56		—	528 m ²	
	南部コミュニティセンター (体育室)	S53 (S53)	耐震未	2,272 m ²	1,319 m ²	創作室、老人憩い室、講義室、会 議室、和室、料理室、図書室
		S53		コミュニティセンター に含む	649 m ²	
	錦コミュニティセンター (体育室)	S58 (S44)	耐震未	1,138 m ²	694 m ²	図書室、和室、料理実習室、会議 室、講義室、集会室 (職業安定所を転用)
S62		新耐震 基準	1,374 m ²	728 m ²		
西部コミュニティセンター	S62 (S62)	新耐震 基準	1,026 m ²	1,259 m ²	老人憩い室、図書室、講義室、会 議室、和室、多目的ホール、料理 実習室	

3 コミュニティ施設の将来配置

コミュニティ施設の将来的な配置については、他の既存公共施設の集約も含めて「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議」においてこの間も議論されてきました。同会議からは平成 27 年 2 月に「たたき台」が以下のとおり示されました。

- ・地域コミュニティ拠点施設（以下「拠点施設」という。）の 3 館整備時には、（仮称）地区コミュニティセンター（以下「地区センター」という）として活用する公民館を 5 館、地区体育館を 6 館とする。
- ・佐太老人福祉センターについては庭窪公民館（地区センターとして活用予定）の再整備により同施設内に老人福祉センターの機能を確保した上で廃止を検討する。
- ・中部エリアの拠点施設整備用地については、本庁舎周辺が想定される。南部エリアの拠点施設整備用地については、寺方小学校跡地が想定される。

この「たたき台」を受けて（仮称）中部エリア地域コミュニティ拠点施設については、平成 27 年 12 月に「新庁舎内を第一候補とする、体育室については守口・土居地区体育館を活用する」と具体的に示され、平成 28 年夏に新庁舎地下 1 階に整備することが正式に決定し、現在、平成 29 年 8 月の完成に向け設計を行っています。

一方で、（仮称）南部エリア地域コミュニティ拠点施設の位置や、コミュニティセンターの全体像についても平成 27 年当時、一定の考え方が示されましたが、その後の環境条件として、三郷小学校と橋波小学校の統合や、保健センター空きスペースの有効活用等の情勢の変化を踏まえ、今年度に改めて検討を開始したところです。

まず、（仮称）南部エリア地域コミュニティ拠点施設については、寺方小学校跡地を含めた複数の候補について比較検討を行った結果、①三郷小学校と同時期に三郷コミュニティセンターを解体する予定であることから、地域のコミュニティセンター機能に空白を生じさせないこと ②交通アクセス等からより多くの市民が利用しやすい形で整備が可能であること ③本市の財政状況を踏まえ、既存施設の利活用等による経済的合理性の高い施設整備が可能であること ④市全体の公共施設の配置を検討する中で、拠点施設を配置することが政策的・経済的に合理性が高いものであること等により、既存の保健センター機能を引き続き確保したうえで、市民保健センター内に整備することが最適であるとの結論に至りました。また、同施設にあつては、近接する菊水老人福祉センターの機能を集約し、より多くの市民の皆様にご利用していただけるように整備を進めることがさらに効率的、効果的と判断しました。

体育施設については、隣接する橋波小学校屋内運動場を同校廃校後に活用することとしますが、それまでの間は、三郷コミュニティセンターの体育室が平成 30 年 4 月に廃止となること等もあり、旧第四中学校の屋内運動場を活用することとします。

コミュニティセンターの全体像については、平成 27 年 10 月にパブリックコメントを実施して市民の皆様にお示ししたものがあり、その考え方について大きな変更を加える

ような事情の変化がないため、南部エリア地域のコミュニティ拠点施設のあり方を除いては、基本的には当時の案のとおりとしますが、西部コミュニティセンターについては、現在、体育室がなく防災の観点や利用者の利便性を考慮し、避難所としても活用可能な体育室を周辺に整備することが適当と判断しました。

これらを勘案し、将来の本市のコミュニティ施設の具体的な配置については、次頁のとおりとし、整備にあたっては以下の点に特に留意したうえで進めることとします。

- ・本市の幅広い地域コミュニティ活動のみならず、社会教育の更なる振興を図るために、コミュニティ施設（拠点施設、コミュニティセンター）において必要な機能を確保する
- ・老人福祉センターについては、本市の高齢化の進行や昼間在住人口及びコミュニティセンターの利用者実態等を踏まえ、コミュニティ施設に機能を集約することとし、集約にあたっては、センター利用者の利便性に十分に配慮する
- ・整備後は適切かつ効率的な施設の維持管理や補修を行う

また、今回示す全体像については、今後、市の公共施設の効率化・合理化や財産の有効活用、市民の皆様の利便性の向上等を検討する中で、必要な際は随時見直しを行うこととします。

<東部エリア>

【拠点施設】

- ・(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設
整備期間：平成 26 年度～平成 30 年度
整備場所：旧藤田中学校跡地

【地区コミュニティセンター】

- ・庭窪コミュニティセンター
整備方針：継続活用（建替・改修の検討）
整備時期：未定
整備場所：現在地及び周辺
体 育 室：庭窪コミュニティセンターに併せて整備
特 記：体育室 1 階部分は旧にわくぼ幼稚園であり平成 27 年度末をもって閉園。新耐震基準未対応のため、本館共に耐震化工事が必要。しかしながら築 50 年が経過し、建物の老朽化が著しいため、耐震改修のうえ活用するか新たに建設するかについては今後検証し検討を行う。

【廃止】

- ・庭窪コミュニティセンター分室
整備方針：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館
- ・東部コミュニティセンター
整備方針：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館
- ・東コミュニティセンター
整備方針：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館
特 記：体育室については引き続き活用する。

<中部エリア>

【拠点施設】

- ・(仮称) 中部エリア地域コミュニティ拠点施設
整備期間：平成 28 年度～平成 29 年度
整備場所：市役所地下 1 階
体 育 室：中央コミュニティセンター体育室を移行し活用

【地区コミュニティセンター】

- ・北部コミュニティセンター
整備方針：継続活用（老朽化に伴う修繕等を行う）
整備時期：適宜（平成 28 年度空調設備改良工事実施済）
- ・八雲東コミュニティセンター
整備方針：継続活用（老朽化に伴う修繕等を行う）
整備時期：適宜

【廃止】

- ・中央コミュニティセンター
整備方針：(仮称) 中部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館
体 育 室：(仮称) 中部エリア地域コミュニティ拠点施設へ移行し活用

<南部エリア>

【拠点施設】

- ・(仮称) 南部エリア地域コミュニティ拠点施設

整備期間：平成 29 年度

整備場所：市民保健センター内

体育室：(第一次) 旧第四中学校屋内運動場を活用

整備時期：平成 29 年度(予定) ※簡易改修

(第二次) 橋波小学校屋内運動場を活用(閉校後に活用予定)

※橋波小学校屋内運動場活用に併せて旧第四中学校屋内運動場は廃止とする。

【地区コミュニティセンター】

- ・錦コミュニティセンター

整備方針：継続活用(建替・改修の検討)

整備時期：未定(平成 27 年度空調設備改良工事実施済)

整備場所：現在地及び周辺

特記：本館については新耐震基準未対応のため、耐震化工事が必要。

しかしながら築 47 年が経過し、建物の老朽化が著しいため、耐震改修のうえ活用するか新たに建設するかについては今後検証し検討を行う。建替える場合にあっては体育室との更なる一体的な活用が見込めるよう検討する。

体育室：継続活用

- ・西部コミュニティセンター

整備方針：継続活用(老朽化に伴う修繕等を行う)

整備時期：適宜

体育室：現在、体育室がないため、防災の観点や利用者の利便性を考慮し、避難所としても活用可能な体育室を周辺に整備する。

【廃止】

- ・三郷コミュニティセンター

整備方針：(仮称) 南部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館

- ・南部コミュニティセンター

整備方針：(仮称) 南部エリア地域コミュニティ拠点施設供用開始と同時に閉館

守口市コミュニティ施設将来配置概要

エリア	施設名	設置年 (竣工年)	耐震化	敷地面積	延床 面積
東部エリア	(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設	H30 (H30)	新耐震 基準	2,489 m ²	1,335 m ²
	(体育室)	H30		拠点施設に含む	1,065 m ²
	庭窪コミュニティセンター (体育室)	S42 (S42)	耐震未	832 m ²	979 m ²
		S55		—	528 m ²
	旧東コミュニティセンター — 体育室	S62	新耐震 基準	—	530 m ²
中部エリア	(仮称) 中部エリア地域コミュニティ拠点施設 (体育室)	H29 (H11)	新耐震 基準	市庁舎敷地内	1,041 m ²
		H8		1,165 m ²	692 m ²
	北部コミュニティセンター (体育室)	S60 (S60)	新耐震 基準	2,000 m ²	1,001 m ²
		S60		コミュニティセンターに含む	588 m ²
	八雲東コミュニティセンター (体育室)	S57 (S57)	新耐震 基準	1,470 m ²	478 m ²
		S57		コミュニティセンターに含む	520 m ²
南部エリア	(仮称) 南部エリア地域コミュニティ拠点施設 (第一次体育室) (第二次体育室)	H30 (H9)	新耐震 基準	市民保健センター敷地内	2,000 m ² を確保
		H30 (S38)		旧第四中学校敷地内	
		橋波小閉校後 (S59)		橋波小学校敷地内	
	錦コミュニティセンター (体育室)	S58 (S44)	耐震未	1,138 m ²	694 m ²
		S62	新耐震 基準	1,374 m ²	728 m ²
	西部コミュニティセンター (体育室)	S62 (S62)	新耐震 基準	1,026 m ²	1,259 m ²
		未定		未定	未定

コミュニティ施設の将来配置図



摂津市

東部エリア

中部エリア

(仮称) 東部エリア
地域コミュニティ拠点施設

(仮称) 南部エリア
地域コミュニティ拠点施設
(市民保健センター内)

(仮称) 中部エリア
地域コミュニティ拠点施設 体育室

(仮称) 中部エリア
地域コミュニティ拠点施設
(市役所内)

(仮称) 南部エリア
地域コミュニティ拠点施設 体育室
※橋波小学校屋内運動場を活用
但し、同校廃校までの間、旧第四中学校
屋内運動場を活用

南部エリア

大阪市

門真市

障害者高齢者
交流会館

西部コミュニティセンター

旧さつき小

さつき学園

三郷小

寺方小

寺方・南統合校

南小

錦小

錦中

錦コミュニティセンター

文化センター
市民体育館

保健センター
子育て支援センター

ムーブ 21

ふれあいの家

梶小

梶中

藤田小

大久保中

旧大久保小

よつば小

旧東コミュニティセンター
体育室

庭産小

庭産中

金田小

佐太小

八雲小

八雲中

八雲東小

北部コミュニティセンター

八雲東コミュニティセンター

守口小

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中

下島小

下島中



- ★ 小・中学校
- ◆ コミュニティセンター
- 公共施設